

議案第21号	三田市景観条例の一部を改正する条例の制定について
都市計画課	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における景観法の一部改正に伴い、同法を引用する当該条例について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【趣旨】 景観区域内において、景観法第16条第1項に定める行為（建築物等の新築、増築、改築、外観変更の修繕等）のうち、三田市景観条例第17条に規定する行為をしようとする者は、事前に市長と協議をしなければならないが、同条で引用している景観法の条項が変更されることにより、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【法改正の内容】</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;"> <p>改正前の景観法第8条第2項は、「景観計画において定める事項」を規定しており、同項第2号は「景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」が規定されていたが、今般の改正により同号が削られ、同条第3項として「前項各号のほか、良好な景観の形成に関する方針を定めるよう努めるものとする。」が加えられた。これは地域主権改革法の一環として、地方自治体の自主的な判断のもと、当該方針を景観計画に定めるかどうかを判断しようとするものである。</p> </div> <p>【関係法令】 景観法（平成16年法律第110号）</p> <p>【内容】 ●引用条文の変更（第17条関係）</p> <p>【現行】（事前協議）</p> <p>第17条 法第16条第1項に掲げる行為のうち、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、法第8条第2項第2号に規定する景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針～</p> <p>【改正】（事前協議）</p> <p>第17条 法第16条第1項に掲げる行為のうち、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、法第8条第3項に規定する景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針～</p> <p>【施行期日】 公布の日</p> <p>【予算措置】 なし</p>	